

北九州市立医生丘小学校 父母教師会規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は、医生丘小学校父母教師会(以下「本会」と呼ぶ)とよび、北九州市立医生丘小学校内(以下「本校」と呼ぶ)に事務所を置く。

第2条 (目的)

本会は、学校、家庭及び地域との連携協力により、本校に在籍する児童の安全な環境作りと民主的教育の振興を図り、父母教師の教養の向上を期することを目的とする。

第3条 (方針)

1. 本会は、政党に無関係であり、営利を目的とせず、また、どの宗派にも属さない。
2. 本会は、学校行政や教育方針の干渉を企図しない。
3. 本会は、児童の健全な成長のために活動する他の団体や機関と協力する。

第4条 (事業)

本会の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

1. 会員の知識教養の向上及び福祉増進
2. 教育環境の向上整備
3. 医生丘小学校教育の振興に協力
4. 教育についての研究調査
5. 会員と児童の親睦
6. その他の本会の目的を達成するために必要な事業

第5条(差別運営の禁止)

本会は、会員と非会員に関係なく、第2条(目的)、第3条(方針)及び第4条(事業)において、本校に在籍する児童に対して差別をするような運営を行ってはならない。

第2章 会 員

第6条 (会員の資格)

1. 本会の会員は、次の掲げる者のうち、本会への入会の意思表示をしたものとする。
 - (1) 本校に在籍する児童の保護者(本校に在籍する児童が2名以上いる場合は、同一世帯をもって1会員とする。)
 - (2) 本校に在籍する教職員
2. 入会の意思表示は、入会申込書を本会会長に提出することによって行う。

第7条 (退会)

1. 本会の会員は、その自由な意思により本会から退会することができる。
2. 退会の意思表示は、退会確認書を本会会長に提出することによって行う。

第8条 (会員の権利と義務)

会員の権利と義務は、次のとおりとする。

1. 会員は、すべて平等の権利と義務を有し、いかなる形においても差別されることはない
2. 会員は、本会の活動にできる範囲内で参加するものとし、本会の運営について意見を述べることができる。
3. 会員は、会計監査を通じて必要に応じて会計帳簿の閲覧を求めることができる。

第9条 (会費)

1. 会員は、会費を納めるものとする。
2. 年度の途中で退会した場合であっても、会費の徴収は年度末まで行う。

第3章 役員

第10条 (役員構成)

本会に次の役員を置き、役員は会員の中から選ぶ。ただし相談役についてはこの限りでない。

- (1) 会長 1名
- (2) サポーター（書記、会計含む） 若干名
- (3) 会計監査 若干名
- (4) 地域担当（安全、地域交流、社協） 若干名
- (5) 庶務 若干名
- (6) 相談役 若干名

第11条 (役員資格)

本会の役員は、本会の会員でなければならない。ただし、特に必要があると認めた場合は、2名を限度として、会員でない者を役員（会長は除く。）とすることができる。

第12条 (役員職務)

1. 会長は本会を代表し、会議を主宰し、会務を統括する。
2. サポーターは、会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代理とする。
3. サポーターは、次に掲げる記録を行い、これを保管し次年度に引き継ぐ。
 - (1) 規約（改・修正を含む）
 - (2) 当該年度の総会議事録
 - (3) その他、重要事項の報告書等
4. サポーターは、本会の会費を収納し、会長の承認を得て経費の支払いを行う。
また、収支を明確に整理し、会計監査を経て、定例総会に決算報告をする。
5. 会計監査は、いつでも会計の帳簿及び書類を閲覧することができる。
また、本会の決算収支を監査し、その意見を定例総会に報告をする。
6. 地域担当は、安全や地域交流などを推進するため、まちづくり協議会や社会福祉協議会と協力して活動を行うにあたり、本校に在籍する児童と当該協議会の窓口としての役割をはたすものとする。
7. 庶務は、行事の際の買い出しをはじめとする準備の統括をする。

第13条 (役員承認と選出方法)

1. 役員会（及び学校代表）は、次年度の役員候補者選考を行い、定例総会で報告し、承認を受ける。
2. 役員会（及び学校代表）は、役員候補者を推薦することができる。
また、全会員を対象とした公募（立候補又は推薦）を行うことができる。
3. 次年度の会長は、新役員候補者の中から、役員会で協議し互選により決定する。
4. 次年度の会長は、新役員候補者の中から、サポーター以下の役員候補者の任命を行う。

第14条 (役員任期)

1. 役員の任期は1年とし、定例総会での役員承認から役員解任までの期間とする。
ただし、再任は妨げない。
2. 特別な事情により定期総会で役員承認ができなかった場合は、臨時総会で役員承認までの期間、前任役員が暫定的に役職を継続する。

3. 会員資格喪失などやむを得ない理由により役員解任を行う場合は、役員会での承認事項とする。
なお、補充役員については、役員会において選出できるものとし、補充役員の任期は前任者の残余期間とする。

第4章 会 議

第15条 (会議)

1. 本会の会議をわけて、定例総会、臨時総会、緊急集会、役員会とする。

第5章 定例総会

第16条 (定例総会の招集)

次の事項は、定例総会の議決を得なければならない。

- (1) 規約改正
- (2) 毎会計年度の前算・決算の承認
- (3) 役員承認
- (4) 会費の決定
- (5) その他、本会運営上重要な基本事項

第17条 (定例総会運営上の基本事項)

定例総会の運営上の基本事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例総会の参加資格
定例総会は第6条(会員の資格)に規定する会員のみ参加できる。
- (2) 定例総会議案の事前送付
定例総会の開催日時及び議案内容を、定例総会開催1週間前までに会員に事前送付する。
- (3) 定例総会の成立(定足数)
定例総会は参加会員数(1世帯1会員として集計する)と委任状の合計数が会員総数の3分の1以上の場合に成立する。
- (4) 定例総会の議決
定例総会での議決は出席会員(1世帯1会員として集計する)と委任状の合計数が過半数以上の同意を必要とする。
- (5) 議決権の代理行使の禁止
会員は、議決権を会員以外の代理人に行使させることはできない。
- (6) 委任状の効力
委任状は、定例総会成立の定足数、議長選出及び役員選出の議決投票数等、定例総会議事全般にわたる議決投票数として効力を有する。
- (7) 議事録
定例総会の議事の経過及び議決事項を記載した議事録を作成し、出席役員2名の署名押印をしてこれを保管する。
- (8) 書面の総会
定例総会を開催することが困難もしくは、適当でないと判断した場合は、会長は書面によりこれを行うことができる。

第6章 臨時総会

第18条 (臨時総会の招集)

1. 会長は、本会の目的達成のために必要と判断した場合に、学校長と協議した上で、

臨時総会を招集することができる。

2. 会長は、次のいずれかの条件を満たした場合に、臨時総会を招集することができる。

(1) 全会員の5分の1以上の要請があり、開催目的が第2条の（目的）及び第8条（会員の権利と義務）の趣旨に沿っていると判断した場合

(2) 会計監査が会計監査上の必要から臨時総会の開催を要請した場合

(3) 役員会が本会の目的達成のために必要と判断した場合

第19条 （臨時総会運営上の基本事項）

臨時総会の運営上の基本事項は、第16条（定例総会運営上の基本事項）に準ずる。

第7章 緊急集会

第20条 （緊急集会の招集）

1. 会長は、第2条（目的）及び第4条（事業）のために必要と判断した場合に緊急集会を招集することができる。

2. 緊急集会は、本校に在籍する児童の保護者及び教職員のすべてが参加できる。

3. 緊急集会の招集にあたっては、集会日時・場所及び集会目的を前日までに本校に在籍する児童の保護者及び教職員のすべてに事前送付する。

第8章 役員会

第21条 （役員会の招集）

役員会は会長が必要に応じて招集する。

第22条 （役員会の構成）

役員会は、本会役員（会計監査は除く。）のほか、学校長、教頭及び教務主任をもって構成する。

ただし、会長が必要と認めた場合、役員会の構成員以外の者であっても役員会に出席することができる。

第23条 （役員会の業務）

役員会の業務は次のとおりとする。

(1) 広く会員に意見提言を求め、第2条（目的）及び第4条（事業）を
実現するための企画立案を行う。

(2) その他、本会活動上重要な事項を協議する。

第9章 会計

第24条 （会計）

1. 本会の会計は、一般会計と特別会計から構成される。

2. 一般会計とは、次条で規定される特別会計以外の会計をいう。

第25条 （特別会計）

1. 特別会計は、第4条（事業）の趣旨に沿って、学校の施設、その他教育環境の整備充実を図る目的で支出する。

2. 特別会計は、記念行事等の支出にあてる目的で積立をする。

3. 第1項又は第2項の目的で特別会計から支出する場合は、事前に役員会で協議し、承認をえるものとする。

第26条 （予算編成）

1. 会長は、役員会の意見を参考にして、予算編成をする。

2. 予算は、第16条（定例総会での議決事項）に基づき、定例総会で承認を受ける。

3. 本会会費の額は、定例総会で承認を受ける。

第27条 （経費の支出）

1. 本会の経費の支出は、原則として定例総会で認められた予算に基づいて行う。

2. 予算の執行は役員会で審議し、会長が決定する。

第28条 （会計監査）

本会の決算は、会計監査の意見を付して、定例総会に報告し承認を受ける。

第29条 （会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

第10章 附 則

第30条 （規約の改正）

本規約の改正は、定例総会において行う。

規約改正案は、定例総会開催1週間前までに会員に事前送付する。

第31条 （規約の発行）

略